

## 要介護認定等の資料提供に係る申請・交付手続きについて

### 1. 窓口での資料交付の手順

#### (1)《 申請について 》

「要介護認定等の資料提供に係る申出書(本人同意書)」を各町村福祉担当窓口または中新川広域行政事務組合窓口にご提出ください。

・受付及び交付可能時間帯 土日祝日を除いた午前8時30分～午後5時15分

#### (2)《 交付について 》

金曜日までに要介護認定結果が出された分を翌週の火曜日以降に、中新川広域行政事務組合介護保険課の窓口で交付いたします。(火曜日が閉庁日の場合水曜日)

・窓口で交付を受ける際は、次のものをご持参ください。

① 交付案内(FAX受信)用紙

② 窓口で受領される方が事業所の従業者であることを確認できるもの(A又はBのいずれか)

A.「事業所が発行する従業員証」(事業所の従業員であることを確認できるもの)

B.「窓口に来る方の身分証明書」(介護支援専門員証や運転免許証など)

・緊急にサービス利用を開始するなどの特段の事情がある場合は、事前に認定審査係(076-464-5070)までご相談ください。

#### (3)《 窓口交付に伴う経費について 》

【審査会資料と主治医意見書】は50円/件、【主治医意見書のみの場合】は20円/件を、窓口で納入してください。

#### (4)《 請求及び支払いについて 》

毎月初めに、当課より各事業所宛に前月の交付申請分を請求いたしますので、その請求額を当月内に窓口で納入してください。グループホーム、管外事業者の場合はその都度納入してください。

### 2. 郵送交付の場合(中新川広域行政事務組合管外の事業所など)

#### (1)《 郵送での返信手続きについて 》

郵送による交付を希望される場合は、次のものを同封の上、下記まで郵送してください。

その際には、必ず事前に電話連絡(076-464-5070)をお願いいたします。

① 資料提供申出書(原本)

② 申出書を提出する方が事業所の従業者であることを確認できるもののコピー

(A又はBのいずれか)

A.「事業所が発行する従業員証」(事業所の従業員であることを確認できるもの)

B.「申出書を提出する方の身分証明書」(介護支援専門員証や運転免許証など)

③ 94円切手を貼った返信用封筒(定形郵便角形3号(120×235)サイズの封筒)に、返信先の事業所名・事業所住所をご記入の上、申出書と一緒に提出ください。

④ 書類到着後、同封の受領書に事務所名、申請者名を記入の上、FAXにてご返送ください。

※お問い合わせ先

〒930-0288 富山県中新川郡舟橋村国重242番地

中新川広域行政事務組合 介護保険課 認定審査係 資料提供担当

TEL076-464-5070 FAX076-463-3199